

参 考 資 料
(第 1 0 回合併協議会協議事項)

参考資料 1	協議案第 4 1 号 資料 1	-----	P 1
参考資料 2	協議案第 4 2 号 資料 1	-----	P 7
参考資料 3	協議案第 4 3 号 資料 1	-----	P 11
参考資料 4	協議案第 4 4 号 資料 1	-----	P 20
参考資料 5	協議案第 4 5 号 資料 1	-----	P 35
参考資料 6	協議案第 4 6 号 資料 1	-----	P 48
参考資料 7	協議案第 4 7 号 資料 1	-----	P 51
参考資料 8	協議案第 4 8 号 資料 1	-----	P 62

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1. 地域防災計画	大館市地域防災計画 ・第1編 総則 ・第2編 震災対策 ・第3編 一般災害対策 ・第4編 資料 昭和45年作成、 平成13年2月修正	比内町地域防災計画 ・一般災害対策編 昭和39年9月作成 平成13年3月第4次修正 ・震災対策編 平成6年3月作成（一般災害編から分冊） 平成13年3月第2次修正 ・資料編 平成13年3月修正	田代町地域防災計画 ・基本計画編 ・震災対策計画編 昭和59年12月25日作成 平成14年1月17日修正	合併後に大館市の計画を基に統一する。
2. 防災組織（体制）	【災害対策本部】 （設置基準） (1)震度5強以上の地震が発生した場合 (2)住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合 (3)その他市長が必要と認めた場合	【災害対策本部】 （設置基準） (1)震度6弱以上の地震が発生した場合（即時自動設置） (2)町民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがあった場合 (3)災害救助法を適用する程度の災害・震災が発生した場合 (4)その他町長が必要と認めた場合	【災害対策本部】 （設置基準） (1)震度6弱以上の地震が発生したとき（即時自動設置） (2)住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがある場合で町長の指示に基づくもの (3)災害救助法を適用する程度の被害が発生した場合 (4)その他町長が必要と認めた	合併時に大館市の制度に統合する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	(2) 暴風・大雨・洪水等の警報 が発表され、災害対策上必 要と総務課長が認めた場合 (3) その他総務課長が必要と認 めた場合 (体制) 第1動員 室長 総務課長		(2) 暴風雨、大雨、大雪その他 警報が発表され災害が発生 するおそれのある場合で町 長の指示に基づくもの (3) 災害防止のため防災対策上 特に必要と認めた場合で町 長の指示に基づくもの (4) 局地的又は小規模災害が発 生した場合 (体制) 第1動員 部長 住民課長	
3. 水防計画	大館市水防計画 毎年県と協議の上、策定する。	比内町水防計画 毎年県と協議の上、策定する。	田代町水防計画 毎年県と協議の上、策定する。	合併後に大館市の計画 を基に統一する。
4. 避難場所の指 定	(1) 避難場所 50 箇所 (2) 避難所 55 箇所(20,665 人) ※括弧内は収容人数	(1) 避難場所 48 箇所(34,926 人) (2) 避難所 45 箇所(20,558 人) ※括弧内は収容人数	避難場所および避難所 52 箇所(8,699 人) ※括弧内は収容人数	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	（体制）第3動員 本部長 市長 【災害警戒対策部】 （設置基準） (1) 震度5弱の地震が発生した場合 (2) 相当規模の災害が発生し、又は拡大するおそれがあり、総務部長の指示があった場合 (3) その他総務部長が必要と認めた場合 （体制）第2動員 部長 総務部長 【災害警戒対策室】 （設置基準） (1) 震度4の地震が発生した場合	（体制）第2動員 本部長 町長 【災害警戒対策部】 （設置基準） (1) 震度5弱または5強の地震が発生した場合（即時自動設置） (2) 強風、大雨、洪水、大雪等の警報・注意報が発表され、災害の発生するおそれがあり、助役の指示があった場合 (3) 局地的または小規模災害が発生した場合 （体制）第1動員 部長 助役 【その他】 震度4の地震発生時、助役を長として課長以上ならびに総務課員が参集	とき （体制）第3動員 本部長 町長 【災害対策部】 （設置基準） (1) 震度5弱又は5強の地震が発生したとき（即時自動設置） (2) 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長の指示に基づくもの (3) 災害防止のため防災対策上特に必要と認めた場合で町長の指示に基づくもの （体制）第2動員 部長 住民課長 【災害警戒部】 （設置基準） (1) 震度4の地震が発生したとき（即時自動設置）	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
5. 防災施設及び 災害時備蓄品	(1)防災施設 ・水防倉庫 6 箇所 ・備蓄倉庫＊ 1 箇所 *大館周辺広域市町村圏組合消防署東分署の一角に災害用備蓄品を備蓄) (2)主な備蓄品目 主食（アルファーマイ）、飲料水用ポリ缶、毛布、ブルーシート	(1)防災施設 ・水防倉庫 2 箇所 ・防災倉庫 1 箇所 (2)主な備蓄品目 主食（サバイバルフーズ・副食含む）、非常用携帯飲料水袋、毛布、懐中電灯、ハンドマイク、発電機、スコップ、投光機、土嚢、医薬品セット、生理用品、紙おむつ、救急用品	(1)防災施設 ・水防倉庫 3 箇所 ・消防等備蓄倉庫（水防倉庫兼） 1 箇所 (2)主な備蓄品目 毛布、医療品セット	現行のとおり新市に引き継ぐ。
6. 自主防災組織	(1)大館市火災予防組合 組合数 208 世帯数 21,155 (2)大館市幼少年婦人防火クラブ 組織数 28 加入者数 1,798	(1)町内会による自治組織 町内会数 8 世帯数 620 (2)事業所の自衛消防組織 事業所数 52	(1) 自主防災組織 組合数 31 世帯数 1,488 (16.7.1 現在)	合併後に再編する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
7．防災行政無線	(1)開局 平成8年8月28日 (2)呼び出し名称 ぼうさいおおだて (3)無線局 ・ 基地局 大館市役所2階総務課、 外4局(庁舎内) ・ 可搬局 15局(出先施設) ・ 移動局 60局(公用車) ・ 携帯 8局	(1)開局 昭和62年4月 (2)呼び出し名称 防災ひない (3)無線局 ・ 基地局 比内町役場2階総務課 ・ 可搬型無線装置 4台 ・ 車載型無線装置 5台	(1)開局 昭和54年4月 (2)呼び出し名称 ぼうさいたしろ (3)無線局 ・ 基地局 田代町役場1階 ・ 可搬型無線装置 2台 ・ 車載型無線装置 10台	合併後に再編する。
8．常備消防体制	大館周辺広域市町村圏組合において共同処理 ①消防本部（署） ②東分署 ③北分署 ④十二所出張所 ⑤花矢出張所	大館周辺広域市町村圏組合において共同処理 ①比内分署	大館周辺広域市町村圏組合において共同処理 ①田代分署	現行のとおり新市に引き継ぐ。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
9. 災害時の総合 応援支援協定	【協定】 ・秋田県広域消防相互応援協定 ・救急業務相互応援協定 ・緊急消防援助隊秋田県隊実施計画 ・大館能代空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定 ・秋田県消防防災ヘリコプター応援協定 ・災害時における大館市内郵便局、大館市間の協力に関する覚書（大館市、大館郵便局長） ・災害時における相互援助に関する協定（県内9市） ・渋谷区及び大館市の災害時における相互援助に関する協定（東京都渋谷区） ・秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱（日本水道協会秋田県支部事業者）	【協定】 大館市・比内町消防相互応援協定 S45.2.10 締結	【協定】 大館市・田代町消防相互応援に関する協定 S45.2.4 締結 災害時における田代町内郵便局、田代町間の協力に関する覚書 H9.12.24 締結	合併時に大館市の制度に統一する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
1. バス路線維持事業	（1）生活交通路線維持事業 （国・県・市補助） 生活交通路線として、必要なバス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るための助成措置。 【事業者名】 秋北バス(株) 【路線数】 9 （H15度実績） 大野 大石渡（2） 大館・鷹巣 大館・小坂 大谷（2） 中野 羽立（3） （普）米内沢・大館 大館・花輪	（1）生活交通路線維持事業 （国・県・町補助） 生活交通路線として、必要なバス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るための助成措置。 【事業者名】 秋北バス(株) 【路線数】 4 （H15度実績） 大谷（2） 中野 羽立（3） 大館・花輪	（1）生活交通路線維持事業 （国・県・町補助） 生活交通路線として、必要なバス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るための助成措置。 【事業者名】 秋北バス(株) 【路線数】 4 （H15度実績） 大野 大石渡（2） 大館・鷹巣 （普）米内沢・大館	新市において継続する。
	（2）生活バス路線等維持事業 （県・市補助） 地域住民の生活に密接不可分なバス路線を確保するため、乗合バス事業者に対して補助金を交付。 【事業者名】 秋北バス(株)	（2）生活バス路線等維持事業 （県・町補助） 地域住民の生活に密接不可分なバス路線を確保するため、乗合バス事業者に対して補助金を交付。 【事業者名】 秋北バス(株)	（2）生活バス路線等維持事業 （県・町補助） 地域住民の生活に密接不可分なバス路線を確保するため、乗合バス事業者に対して補助金を交付。 【事業者名】 秋北バス(株)	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【路線数】 32（H15度実績） 山田 大石渡（3） 早口環状 大館・鷹巣（2） 早口（2） 板沢環状 矢立（1） 矢立（2） 釈迦内 大森（1） 大森（2） 繁沢 花矢（1） 花矢（3） 二井山 小茂内 獅子ヶ森環状 獅子ヶ森（1） 大館市内 長根山 餅田 十二所 扇田 本宮（1） 本宮（2） 達子森・本宮 二井田（3） 二井田（2） 南ヶ丘 南ヶ丘（2） 市内循環（普）米内沢・大館（2）	【路線数】 7（H15度実績） 十二所 扇田 本宮（1） 本宮（2） 達子森・本宮 二井田（3） 二井田（2）	【路線数】 6（H15度実績） 山田 大石渡（3） 早口環状 大館・鷹巣（2） 早口（2） （普）米内沢・大館（2）	
2. 単独バス 運行事業	・中山線バス運行事業 対象区間の運行にかかる当該 年度の不採算額を負担するも の。 【事業者名】 秋北バス(株) 【運行回数】 1日2往復 【対象区間】 秋北バスターミナル～上中山 停留所（片道8km）	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成１６年４月１日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
３．コミュニ ティバス運 行事業	二井田真中地区における生活交通の確保と、住民の利便性に配慮した交通体系の充実を図るため、路線バスとスクールバスを統合した「さわやかみなみ号」を運行。 （国・県補助対象 H16~H17） 【事業主体】 大館市 【事業者名】 秋北バス(株) 【路線数】 2 二井田線、真中線	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
４．ＪＲ駅業 務委託	該当なし	・ 扇田駅清掃業務 扇田駅舎、トイレ等の清掃 週３回２時間実施 （４月～１１月） 扇田駅舎、トイレ等の清掃 及び暖房機器の着火消化 毎日３時間実施 （１２月～３月） 委託先 比内町シルバー人材センター	・ 早口駅維持管理業務 乗車券類販売事務及び清掃 作業 委託先 個人（元ＪＲ社員１人）	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
5. 交通指導員	警察機関及び交通安全推進機関等との緊密な連携を図り、交通事故防止のための調査研究並びに交通の安全指導を行い、もって交通秩序の保持及び交通事故の防止に努める。 ・定員 37人以内 ・構成 隊長1人 副隊長2人 班長6人 隊員28人 ・任期 2年	警察機関及び交通安全推進機関等との緊密な連携を図り、交通安全指導を行い、もって交通秩序の保持及び交通事故の防止に努める。 ・定員 13人以内 ・構成 隊長1人 副隊長1人 隊員10人 ・任期 2年	警察機関及び交通安全推進機関等と緊密な連携を図り、交通事故防止のための調査研究並びに交通の安全指導を行い、もって交通秩序の保持及び交通事故の防止に努める。 ・定員 10人以内 ・構成 隊長1人 副隊長1人 隊員8人 ・任期 2年	合併時に再編する。
6. 交通安全啓発事業	交通安全対策協議会に所属する各種団体と連携し、通年を通じ啓発活動を展開。 ・春の全国交通安全運動 ・新入学期の交通安全運動 ・ゴールデンウィークの交通安全キャンペーン ・夏の交通安全県民総ぐるみ運動 ・飲酒運転追放月間 ・秋の全国交通安全運動 ・年末の交通安全県民総ぐるみ運動	交通安全対策協議会に所属する各種団体と連携し、通年を通じ啓発活動を展開。 ・春の全国交通安全運動 ・新入学期の交通安全運動 ・ゴールデンウィークの交通安全キャンペーン ・夏の交通安全県民総ぐるみ運動 ・飲酒運転追放月間 ・秋の全国交通安全運動 ・年末の交通安全県民総ぐるみ運動 ・冬道の交通安全啓発活動	交通安全対策会議に所属する各種団体と連携し、通年を通じ啓発活動を展開。 ・春の全国交通安全運動 ・新入学期の交通安全運動 ・ゴールデンウィークの交通安全キャンペーン ・夏の交通安全県民総ぐるみ運動 ・飲酒運転追放月間 ・秋の全国交通安全運動 ・年末の交通安全県民総ぐるみ運動	合併後の事業内容を、交通安全対策協議会で決定する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1. 身体障害者 （児）補装具の 交付及び修理	【概要】 身体の部分的欠損又は身体 の機能の損傷を直接的に補う ことにより、日常生活能力の回 復に寄与し身体機能を補い、日 常生活に利便を得ることを目 的とし、補装具の交付又は修理 若しくは購入又は修理に要す る費用を給付する。 ただし、介護保険の福祉用具 が優先される。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害 内容、等級により内容が異な る。）	【概要】 身体の部分的欠損又は身体 の機能の損傷を直接的に補う ことにより、日常生活能力の回 復に寄与し身体機能を補い、日 常生活に利便を得ることを目 的とし、補装具の交付又は修理 に要する費用を給付する。 ただし、介護保険の福祉用具 が優先される。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害 内容、障害等級により交付、修 理が異なる。）	【概要】 大館市と同一 【対象者】 身体障害者手帳所持者（障害 内容、障害等級により交付、修 理が異なる。）	合併時に大館市の制 度に統一する。
2. 障害者（児） 日常生活用具 給付等事業	【目的】 在宅の重度身体障害者及び 重度障害児並びに重度知的障 害者に対し日常生活に必要な 用具を給付及び貸与する事によ り、日常生活に便宜を図ること を目的とする。 ※介護保険の福祉用具が優先 されるので、給付されない場合 がある。	【目的】 在宅の重度身体障害者（児） 及び重度知的障害者（児）に対 する日常生活用具を給付及び 貸与することにより、日常生活 に便宜を図る。 ※介護保険の福祉用具が優先 されるので、給付されない場合 がある。	【目的】 在宅の障害者（児）、重度身 体障害者（児）に対する日常生 活用具を給付及び貸与するこ とにより、日常生活に便宜を図 る。	合併時に大館市の制 度に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【対象者】 ・身体障害者手帳所持者 （障害内容、障害等級により 用具の給付、貸与が異なる） ・療育手帳A所持者	【対象者】 身体障害者手帳所持者 （障害内容、障害等級により 用具の給付、貸与が異なる） ・療育手帳A所持者	【対象者】 身体障害者手帳所持者 （障害内容、障害等級により 用具の給付、貸与が異なる） ・療育手帳A所持者	
3. 在宅障害者 共同作業所通 所費助成	【目的】 在宅の精神障害者が授産施設に通所するために要する費用（交通費）を補助することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。 【対象者】 本市に住民登録をしており、秋田県精神障害者リハビリテーション事業実施要綱及び秋田県精神障害者小規模作業所設置運営要綱に定める者とする。ただし、他に交通費を受けている者は除く。 【対象施設】 ・ひばり共同作業所 【補助対象金額】 路線バス等の交通機関を利	大館市と同一	未実施	現行の大館市の制度 を適用する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	用し、最も有効且つ経済的な交通順路により通所する交通費の自己負担額とする。			
4. 障害者共同作業所	【知的障害者関係】 （市設置施設） - 白沢ミニ通所センターの管理運営を圏域ふくし会に委託している。 （民間設置施設） - 知的障害者の社会復帰を目的とした、知的障害者小規模作業所「工房JOYサークル」に対し、運営費を助成している。 【身体障害者関係】 なし 【精神障害者関係】 精神障害者の社会復帰を目的とした精神障害者小規模作業所「ひばり共同作業所」に	【知的障害者関係】 （町設置施設） なし （民間設置施設） 比内町福祉作業所「とっと工房」に対し、補助金を交付する。 【身体障害者関係】 同上 【精神障害者関係】 同上	【知的障害者関係】 （町設置施設） 身体障害、知的障害、精神障害のいずれか1つ以上を有する方々の機能訓練、社会参加を目的とした田代町障害者小規模作業所の運営を、町社会福祉協議会に委託している、障害者生活支援センター事業の一環として実施。 （民間設置施設） なし 【身体障害者関係】 同上 【精神障害者関係】 同上	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	対し、運営費を助成している。			
5．障害者バス・有料道路割引	①バス割引 身体・知的・精神障害者の方がバスを利用する際に、障害者手帳を提示するとバス料金を半額にすることとしている。 また、身体・知的障害者の方で第1種（重度）・療育手帳A所持者の方の場合は、その介護者についても割引証の提示によりバス料金が半額となる。 ②有料道路割引 有料道路の割引を受けたい身体・知的障害者の方が、任意の車が登録された障害者手帳を提示すると、有料道路の料金が半額になる。	大館市と同一	大館市と同一	現行のとおりとする。
6．身体障害者住宅バリアフリー化支援事業	【概要】 在宅重度身体障害者の居住環境整備を促進し、日常生活の便宜を図るため、重度身体障害者（肢体1・2級及び3級の車いす）の日常生活に必要なトイ	未実施	未実施	現行の大館市の制度を適用する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	し、廊下、玄関、台所等の受託改修（バリアフリー等）に必要な経費を助成する。 【助成額】 ①市県民税非課税世帯 限度額40万円 ②①以外の世帯 限度額40万円の2／3 （千円未満の端数切捨）			
7．在宅福祉活動促進事業	【概要】 住民参加による総合的な在宅福祉活動の促進を基本に、在宅の要援護者に対する福祉サービスの充実を図る活動の継続・発展強化や新たな社会福祉制度における多様な地域福祉活動の推進、日常生活支援サービスの体制強化を図り、安心して暮らせる福祉社会の基盤強化を目的とする。 実施主体は大館市、運営主体は大館市社会福祉協議会。	未実施	未実施	現行の大館市の制度を適用する。
8．身体障害者訪問入浴等サ	【概要】 在宅の身体障害者を送迎し、	【概要】 在宅の身体障害者等の生活	未実施	合併時に大館市の制度に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
ービス事業	施設等において入浴サービスを行う。この事業は、支援費支給事業の一つであったが、国からの組替え通知により、福祉サービス事業所の相互利用によって事業を行う委託事業となった。	を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。民間事業者等に委託し、障害者の居宅において入浴サービスを行う。		
9. 障害者社会参加促進事業	【概要】 障害者に対して日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、障害者の社会参加と自立の促進を図る。 【対象者】 在宅の身体障害者 【事業内容】 ①点字広報の発行 （広報広聴係） ②声の広報の発行 （広報広聴係） ③パソコン教室 ④ビームライフ教室 ⑤身体障害者自動車運転免許取得費助成 （助成額は、実費の2／3以内で限度額10万円）	未実施	未実施	現行の大館市の制度を適用する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	⑥身体障害者用自動車改造費助成 （助成額は、実費の2／3以内で限度額10万円）			
10. 障害者福祉 都市推進事業	【目的】 大館市自身が指定事業所となり、身体障害者の社会復帰や社会参加を目的として、様々な事業を支援費制度の事業の一環として行っている。 【内容】 ①社会適応訓練 ②創作軽作業教室（6教室） ③視覚障害者感覚訓練 ④ゲートボール大会 ⑤卓球大会 ⑥将棋大会 ⑦機能回復家事訓練 ⑧参加者の集い ⑨心身障害者及び知的障害者移送費給付事業（市単独）	未実施	未実施	現行の大館市の制度を適用する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
11. 重度心身障害者（児）移送費給付事業	【目的】 重度身体障害者（児）並びに知的障害者（児）の社会参加の利便を図るため、タクシー利用券を交付する。 【対象者】 大館市に住所を有し、在宅で ①身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害程度が3級以上の者 ②知的障害者（児）で療育手帳「A」の交付を受けた者 【内容】 ①該当する全員に年6枚交付する。 ②視覚・下肢及び体幹の障害を有し、その個々の障害程度が1級の身体障害者手帳又は療育手帳（A）の交付を受けた者に対しては、「①」の交付分とは別に病院、医院、診療所等への通院用に使用を限定したタクシー利用券を年12枚を交付する。 ③心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこ	【目的】 身体障害者の生活圏の拡大と社会参加を促進する一助として、タクシー料金の一部を助成する。 【対象者】 身体障害者手帳1～3級及び療育手帳A判定所持者 【内容】 タクシー利用1回につき、小型・中型タクシーの基本料金（超過分は除く）を助成する。 ただし、年間36回、比内町及び大館市内のタクシーに限る。	【目的】 身体障害者の生活圏の拡大と社会参加を促進する一助として、タクシー料金の一部を助成する。 【対象者】 身体障害者手帳1～3級及び療育手帳A判定所持者 【内容】 タクシー利用1回につき、小型・中型タクシーの基本料金（超過分は除く）を助成する。 ただし、年間24回、田代町、大館市、比内町のタクシー事業者に限る。	合併後に再編する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	う・直腸、小腸及び免疫の障害を有し、その個々の障害程度が1級の身体障害者手帳の交付を受けた者より申し出があったときは、「①」及び「②」の交付分とは別に病院、医院、診療所等への通院用に使用を限定したタクシー利用券を年2枚交付する。 ④利用券1枚につき基本料金分とし、超過分は利用者の負担。 ⑤乗車区域は、大館市内及び隣接市町村とする。			

◎児童福祉に関する主な事業

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1. 児童手当	【概要】 小学校第3学年修了前までの児童を養育している人に手当を支給する。（ただし、制限所得以下の者に限る。） ◎支給期日 6月、10月、2月に前月までの分を10日に支給する。 ◎支給額 第1子 5,000円（月額） 第2子 5,000円（月額） 第3子以降10,000円（月額） ◎該当者 （平成16年6月1日現在） 受給者 2273人 （小学校3年拡大分除く）	【概要】 内容同一 ◎支給期日 6月、10月、2月に前月までの分を12日に支給する。 ◎該当者 （平成16年6月1日現在） 受給者 398人 （小学校3年拡大分除く）	【概要】 内容同一 ◎支給期日 6月、10月、2月に前月までの分を10日に支給する。 ◎該当者 （平成16年6月1日現在） 受給者 227人 （小学校3年拡大分除く）	国の制度につき、現行のとおりとする。 ただし、支払い期日は大館市の制度を適用する。
2. 児童扶養手当	【概要】 次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母や、母に代わってその児童を養育している人に手当を支給する。（ただし、制限所得以下の者に限る） ①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童 ②父が死亡した児童 ③父が重度の障害にある児	【概要】 内容同一 ※町は申請者からの一連の書類の受理及び県への送付、申請者への書類の送付事務等を行う。	【概要】 内容同一 ※町は申請者からの一連の書類の受理及び県への送付、申請者への書類の送付事務等を行う。	国の制度につき、現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	童ほか ◎支給期日 4月、8月、12月に前月までの分を11日に支給する。 ◎支給額（月額） 児童1人のとき 全額支給 41,880円 一部支給 41,870円～ 9,880円 児童2人のとき 全額支給 46,880円 一部支給 上記の一部支給額に5,000円加算 児童3人目以降 児童1人につき3,000円加算 ◎該当者 （平成15年8月1日現在） 受給者 545人	◎支給期日 4月、8月、12月に前月までの分を11日に県が支給する。 ◎該当者 （平成15年8月1日現在） 受給者 76人	◎支給期日 4月、8月、12月に前月までの分を11日に県が支給する。 ◎該当者 （平成15年8月1日現在） 受給者 49人	
3. 特別児童扶養手当	【概要】 20歳未満で政令で定める障害の状態にある児童を監護している親、若しくは親に代わってその児童を養育している人に手当を支給する。（ただし、制限所得以下の者に限る） ※市は申請者からの一連の書類の受理及び県への送付、申請者への書類の送付事	【概要】 内容同一	【概要】 内容同一	国の制度につき、現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	務等を行う。 ◎支給期日 4月、8月、12月に前月までの分を県が支給する。 ◎支給額 1級 50,900円 （一人当たり月額） 2級 33,900円 （一人当たり月額） ◎該当者 （平成15年8月1日現在） 受給者 79人	◎該当者 （平成15年8月1日現在） 受給者 12人	◎該当者 （平成15年8月1日現在） 受給者 9人	
4. すこやか子育て支援事業	【概要】 第3子以降の乳幼児及び第1子0歳児の保育所等への入所に要する費用の全て又は一部を免除又は支給する。 【実施施設】 ・公立認可保育園4カ所 （城南・有浦・釈迦内・十二所） ・私立認可保育園2カ所 （乳児・エンジェル） ・へき地保育園9カ所 （葛原・二井田・真中・下川沿・沼館・花岡・矢立・長木・雪沢） ・児童館4カ所（大滝・山	【概要】 内容同一 【実施施設】 ・公立認可保育園3カ所 （扇田、東館、西館） ・へき地保育園1カ所 （大葛） ※該当施設があれば随時実施	【概要】 内容同一 【実施施設】 ・公立認可保育園1カ所 （たしろ） ※該当施設があれば随時実施	県の制度につき、現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	館・天下町・松峰） ・認可外保育所等 7カ所 ※該当施設があれば随時実施			
5. ひとり親家庭児童 保育援助事業	【概要】 ひとり親家庭児童の保育施設等に要する費用に対して、保育料等を減免又は給付する。 【実施施設】 ・公立認可保育園 4カ所 （城南・有浦・釈迦内・十二所） ・私立認可保育園 2カ所 （乳児・エンジェル） ・へき地保育園 9カ所 （葛原・二井田・真中・下川沿・沼館・花岡・矢立・長木・雪沢） ・児童館 4カ所 （大滝・山館・天下町・松峰） ・認可外保育所等 7カ所 ※該当施設があれば随時実施	【概要】 内容同一 【実施施設】 ・公立認可保育園 3カ所 （扇田、東館、西館） ・へき地保育園 1カ所 （大葛） ※該当施設があれば随時実施	【概要】 内容同一 【実施施設】 ・公立認可保育園 1カ所 （たしろ） ※該当施設があれば随時実施	県の制度につき、現行のとおりとする。
6. 母子（寡婦）福祉 資金貸付	【概要】 母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉の増進を図るため	【概要】 内容同一 ※町は貸付に係る申請者からの一連の書類の受理及	【概要】 内容同一 ※町は貸付に係る申請者からの一連の書類の受理及	県の制度につき、現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	資金の貸付を行なう。 ◎貸付種類 修学資金、修業資金、生活資金、就学支度資金、結婚資金等 ◎保証人 1人必要 ◎対象者 母子家庭の母、寡婦 ◎返還方法 償還期間内に年賦、半年賦、月賦のいずれかによる元利均等償還 ◎受付窓口 住所地の福祉事務所 （平成15年度より書類の受理及び県への送付等、市へ事務委任）	び県への送付、申請者への書類の送付事務等を行う。	び県への送付、申請者への書類の送付事務等を行う。	
7. 児童居宅生活支援 （児童デイサービスののみ）	【概要】 児童居宅生活支援費の支給決定を受けた者が、当該決定に係る指定居宅支援（児童デイサービス）を受けた場合に、居宅生活支援費を支給する。 【指定事業所】 大館市ひまわり園	【概要】 内容同一	【概要】 内容同一	国の制度につき、現行のとおりとする。
8. 療育指導事業	【概要】 秋田県障害児（者）地域療育等支援事業実施要綱に	【概要】 内容同一	未実施	県の制度につき、現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	基づき、在宅障害児及びその保護者の地域での生活を支援する態勢を整える。 【事務内容】 6月、10月頃：巡回相談の実施を小児療育センターへ依頼（年2回） 対象：大館市ひまわり園入園者・卒園者が必要と思われる者。 【利用料】無し	対象：公立保育所入所者で必要と思われる者。 【利用料】無し		
9. 障害児通園事業	【概要】 心身障害児通園施設を設置、担当職員等を配置し、心身障害児とその保護者に対して必要な指導・訓練及び療育上の技術指導（児童デイサービス事業）を行う。 児童居宅生活支援費の対象事業であり、支援費支給決定を受けている児童を対象とする。 【実施施設】 ・大館市ひまわり園 実施日時：月～金曜日 （年末年始、祝祭日除く） 利用可能日数：支援費支給量の範囲内	【概要】 心身障害児とその保護者に対して日常生活に必要な指導・訓練及び療育上の知識や技術指導を行う。児童居宅生活支援費の対象外事業とする。 【実施施設】 ・すくすくタイム 比内町総合福祉保健センター内で実施 実施日時：概ね週2回 利用可能日数：概ね週2回	未実施 （大館市の制度を利用）	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	職 員：4名配置 【利用料】 児童居宅生活支援費利用者負担額による。 ※減免制度有り	【利用料】 無し		
10. 児童入所施設（母子生活支援施設・助産施設）	【概要】 助産及び母子保護の必要がある該当者を助産施設及び母子生活支援施設に入所させ、費用を支弁する。 【実施施設】 （H15年度現在）白百合ホーム（社会福祉法人 大館観恩講）ひまわり荘（湯沢市）ハニーハイムかづの（鹿角市）	未実施 （町村は県が実施）	未実施 （町村は県が実施）	国の制度につき、現行のとおり大館市の制度を適用する。
11. 子育て支援短期利用事業（委託）	【目的】 保護者が仕事等の事由によって、子供に対する生活指導や家事の面等で困難が生じている場合に、施設にて生活指導、食事の提供等を行うことにより、家庭の生活の安定と子供の福祉の向上を図ることを目的とする。	未実施	未実施	現行のとおり大館市の制度を適用する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【実施施設】 ・ 委託先 （福）大館感恩講 白百合ホーム ・ 対象児童の保護者の仕事 が恒常的に夜間、又は休日 となる家庭の児童（原則と して小学生）であって、大 館市に住所を有すること。 ・ 保育時間 平日 14時～22時 学校休業日 8時半～22時 ・ 利用料（日額） ・ 生活保護世帯 平日・休日 0円 ・ 市民税非課税世帯又は 母子・父子世帯 平日・休日 350円 ・ その他の世帯 平日 800円 休日 1,400円			
12. 家庭児童相談用務	【内容】 ①子供の養育に関する相談。 ②不良環境地域に関する相談。 ③子供の知的能力や言語能力に関する相談。	未実施 （町村は県が実施）	未実施 （町村は県が実施）	現行のとおり大館市の制度を適用する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	④幼稚園や学校等での集団生活における生活上の問題に関する相談上記について、必要に応じて訪問や指導を行う。 【開設日・時間】 月曜～金曜日 8時半～16時45分 【家庭児童相談員】 2名配置（嘱託職員）			
13. 心身障害児早期発見療育指導	【概要】 市長の諮問に応じ委員10人により、次の事項を調査・審議する。（年2回程度開催） ・心身障害児の早期発見・ ・療育の総合計画の策定に関すること ・指導の困難な児童・問題のケースについて協議、検討 ・関係機関等との連絡調整他 ○委員報酬 1人1回 7,000円	未実施	未実施	現行のとおり大館市の制度を適用する。
14. 児童虐待の防止	【目的】 児童虐待の共通認識を深め、早期発見・早期対応のために地域関係機関相互の	○県から送付されたパンフレットやポスターなどによる啓発。	○県から送付されたパンフレットやポスターなどによる啓発。	現行のとおり大館市の制度を適用する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	情報交換、未然防止のための啓発活動、援助活動の体制を整備するため、大館市児童虐待防止協議会を設置する。 【概要】 ○委員任務 ・関係機関等相互の情報交換、及び状況把握 ・関係機関が行う事業等の効果的な連携 ・地域住民に対する啓発活動等 ○年1回程度開催 ○委員数 保健、福祉、教育、警察、法務、民生児童委員からなる8名 ○委員報酬 1人1回 7,000円	○住民からの相談窓口として、関係機関への照会、連絡。 ○虐待を受けた児童を発見した際の児童相談所への通告。	○住民からの相談窓口として、関係機関への照会、連絡。 ○虐待を受けた児童を発見した際の児童相談所への通告。	
15. 児童館	◎福祉課所管分 【目的】 当該地区児童に健全な遊び場を与え、その児童の情操と健康を増進する。 【施設概要】 1. 小型児童館 ・大館市立松峰児童館 ・大館市立山館児童館	【目的】 児童の健全育成と健康増進を図る。 【施設概要】 ・比内町児童館 所在地：比内町扇田字伊勢堂岱178	【目的】 児童の健全育成と健康増進を図る。 【施設概要】 ・たしろ児童館 所在地：田代町岩瀬字上岩瀬塚の岱16	現行のとおり新市に引き継ぐ。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	・大館市立天下町児童館 ・大館市立大滝児童館 2. 児童センター ・大館市ふれあいセンター やまびこ 【事業概要】 原則開館時間：午前8時30分から午後5時 原則休館日：日祝祭日、年末年始 利用対象者：概ね3歳から中学校3年生まで 【運営】 1・小型児童館→ 社会福祉法人 大館市社会福祉協議会へ委託 2・児童センター→ 社会福祉法人 大館市社会福祉事業団へ委託	・比内町西館児童館 所在地：比内町笹館字前田野73 【事業概要】 開館時間：午前8時30分から午後6時30分 休館日：日曜日、国民の休日、年末年始 利用対象者：地域の児童、町民 【運営】 ・比内町社会福祉協議会へ運営委託	(田代町総合福祉センターサンピア内) ・はやぐち児童館 所在地：田代町長坂字坂地13-1 【事業概要】 開館時間：午前10時から午後6時 休館日：日曜日、国民の休日、年末年始 利用対象者：地域の児童、町民 【運営】 ・田代町社会福祉協議会へ運営委託	
16. 移動児童館事業	未実施	【事業目的】 児童館の設置されていない小学校区で「遊びの広場」として移動児童館を開催し、放課後児童の健全育成に努める。 比内町社会福祉協議会へ委託。 【概要】 ○開設地区 東館、三岳、大葛地区 ○対象児童 その地区の小学生	未実施	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
		○場所 その地区の小字校またはセンター ○内容 週2回の放課後時、児童館職員が遊びを中心にしたメニューを準備して学校のオープンスペース等で放課後児童を対象に活動。 学校の使用については、関係小学校から協力を得ている。		
17. 地域子育て支援センター事業	【目的】 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、育児相談、子育てサークル等の支援、地域の保育資源の情報提供等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 【概要】 ・随時実施：育児講座、保育士講座、育児講演会、保育資源等の情報提供、子育て情報誌発行、育児サークル支援、育児相談指導、保育ニーズ調査、他団体等行事協力体験保育 他 ・その他（事務職員事業協	【目的】 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 【事業概要】 ・子育て電話相談（面接も含む） ・わいわいキッズの開催(月4回) ・ひよこ通信の発行 月1回	【目的】 育児不安などについての相談、指導及び子育て情報、交流の場の提供などにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 【概要】 ・育児相談（電話・面接・訪問）、支援室開放（体験保育・子育てサロン）、育児講座を実施。 ・事業について相当の知識及び経験を有する保育士を配置。保育士は、知識・技能の習得に努める。 ・保育園内に支援室「きり	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	力関係）：4月大館市地域子育て支援事業推進委員委嘱（任期2年）、9月生涯学習フェスティバル 子育て情報誌発行、10月こどもまつり、育児講演会、3月大館市地域子育て支援事業推進委員会開催 子育て情報誌発行 他 【実施施設】 子育て相談室（大館市立城南保育園内） 【職員の配置】 担当職員：2名配置	【実施施設】 扇田保育所 【職員の配置】 担当職員：2名配置	ん」を開設。 【実施施設】 たしろ保育園 【職員の配置】 担当職員：1名配置	
18. 放課後児童クラブ	◎福祉課所管分 【事業の目的と概要】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等の健全な育成に資するため、放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。 【名称・開設場所】 ・にこにこクラブ（大館市ふれあいセンターやまびこ内）	【事業の目的と概要】 内容同一 【名称・開設場所】 ・わんぱくクラブー比内町児童館 ・わくわくクラブー西館児	【事業の目的と概要】 内容同一 【名称・開設場所】 ・岩野目児童クラブー岩野目コミュニティーセンター ・山田児童クラブー山田コ	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【登録児童】 ・にこにこクラブ－65人 （平成16年9月1日現在） 【運営】 社会福祉法人 社会福祉事業団 へ委託 【利用料】 1,000円／月 ※2人目以降減免有り	児童館 【登録児童】 ・わんぱくクラブ－75人 ・わくわくクラブ－96人 【運営】 比内町直営 保護者負担なし 【利用料】 保護者負担なし	コミュニティーセンター ・越山児童クラブ－越山コミュニティーセンター 【登録児童】 ・岩野目児童クラブ－24人 ・山田児童クラブ－36人 ・越山児童クラブ－30人 【運営】 田代町直営 保護者負担なし 【利用料】 保護者負担なし	
	◎教育委員会所管分 【目的】 労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童等に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その児童の健全な育成を図る。 【名称・開設場所】 ・城西児童仲良しクラブ －城西児童センター内 ・桂城児童仲良しクラブ －桂城児童センター内 ・釈迦内児童仲良しクラブ －釈迦内児童センター内			

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	・有浦児童仲良しクラブ －有浦児童会館内 ・城南児童仲良しクラブ －城南児童会館内 【登録児童】 ・城西児童仲良しクラブ －44人 ・桂城児童仲良しクラブ －83人 ・釈迦内児童仲良しクラブ －54人 ・有浦児童仲良しクラブ －62人 ・城南児童仲良しクラブ －33人 【運営】 大館市直営(教育委員会) 【利用料】 3,000円／月			
19. 出産祝金	未実施	【内容】 第3子以降を出生した母に対し、祝い金を支給する。 第3子以降 5万円	【内容】 人口の自然増と出生を奨励するため、第3子以降を出生した保護者に対し祝福の意を表し祝金を支給する。 第3子以降 10万円 第5子以降 30万円	平成17年度に限り、比内町、田代町在住者で、第3子以降を出生した保護者に対して、5万円を支給する。 平成18年度以降については、合併後に再編する。

◎保育に関する事項

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1. 保育所 ・ 保育園 事業	【施設概要】 1. 認可保育所（市立） ・城南保育園－ 150名 ・有浦保育園－ 100名 ・釈迦内保育園－ 45名 ・十二所保育園－ 45名 保育時間 通常の開園時間7:45～18:45 保育時間は1日につき概ね8時間を原則とする。 休日 ①日曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日までの間 ④その他福祉事務所長が特に必要と認めた日 2. 認可保育所（私立） ・大館乳児保育園－ 60名（社会福祉法人 大館感恩講） 保育時間 通常の開所時間7:00～18:00 延長保育時間18:00～19:00 保育時間は1日につき概ね8時間を原則とする。	【施設概要】 1. 認可保育所（町立） ・扇田保育所－ 120名 ・東館保育所－ 90名 ・西館保育所－ 90名 保育時間 通常の開所時間7:30～18:30 延長保育時間 18:30～19:00 保育時間は1日につき概ね8時間を原則とする。 休日 ①日曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日までの間 ④その他町長が特に必要と認めた日 2. 認可保育所（私立） なし	【施設概要】 1. 認可保育所（町立） ・たしろ保育園－ 170名 保育時間 通常の開園時間8:00～19:00 延長保育時間 7:00～8:00 保育時間は1日につき概ね8時間を原則とする。 休日 ①日曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日までの間 ④その他町長が特に必要と認めた日 2. 認可保育所（私立） なし	現行のとおりとする。ただし、へき地保育所の保育料及び運営形態は、平成19年度まで現行のとおりとし、その後、保育料の統一及び運営形態について調整する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
休日 ①日曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③1月2日及び1月3日並びに12月30日から12月31日までの間 ・エンジェル保育園ー 20名 （学校法人大館ホテヤ学園） 保育時間 通常の開所時間7:30～18:30 延長保育時間18:30～19:00 保育時間は1日につき概ね8時間を原則とする。 休日 ①日曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③1月2日及び1月3日並びに12月30日から12月31日までの間 3.へき地保育所 ・大館市葛原保育所 ・大館市二井田保育所 ・大館市真中保育所 ・大館市下川沿保育所 ・大館市沼館保育所		3.へき地保育所 ・大葛保育所	3.へき地保育所 なし	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	・大館市花岡保育所 ・大館市矢立保育所 ・大館市長木保育所 ・大館市雪沢保育所 （大館市へき地保育所運営委員会に委託）	（町直営）		
	保育時間 通常の開所時間8:30～17:00 保育時間は1日につき概ね8時間を原則とする。	保育時間 通常の開所時間8:30～17:15 保育時間は1日につき概ね8時間を原則とする。		
	休日 ①日曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日までの間 ④その他福祉事務所長が特に必要と認めた日	休日 ①日曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日までの間 ④その他町長が特に必要と認めた日		
	保育料 3歳未満児 7,500円／月 3歳以上児 7,000円／月	保育料 年齢に関係なく8,000円／月		

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
2 . 特 別 保 育事業 ①一時保育	【概要】 私立認可保育所に一時保育の実施を委託し、その経費に対し、補助を行う。 【実施施設】 ・大館乳児保育園 （社会福祉法人 大館感恩講） 実施場所：母子生活支援施設 白百合ホーム遊戯室 実施日時：月～土曜日（年未年始・祝祭日除く） 実施時間：8:30～17:30内の 原則8時間 原則週3日、月14日以内 年齢 生後6ヶ月～就学前迄 定 員：1日10名迄 【利用料】 一般世帯 1日あたり 800円 母子世帯 " 500円 生活保護世帯 " 350円 ※利用料収入は実施施設の収入となる。	未実施	【概要】 公立認可保育所において一時保育を実施する。 【実施施設】 ・たしろ保育園 実施日時：月～土曜日（年未年始・祝祭日除く） 実施時間：7:00～19:00内の 原則8時間 原則週3日、月14日以内 年齢 生後6ヶ月～就学前迄 【利用料】 3歳未満児1日あたり 2,000円 3歳以上児 " 1,500円 4時間以内 " 1,000円	現行のとおりとする。ただし、比内町地域の実施については、合併後に調整する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
②休日保育	【概要】 休日保育を実施する私立認可保育所に対し、補助を行う。 【実施施設】 ・大館乳児保育園 （社会福祉法人 大館感恩講） 実施日時：日曜日、祝祭日（年末年始除く） 実施時間：7:00～19:00内の原則8時間 【利用料】 一般世帯 1日あたり 850円 母子世帯 " 510円 生活保護世帯 " 360円 ※利用料収入は実施施設の収入となる。	未実施	未実施	大館市の制度を適用する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
③延長保育	【概要】 延長保育を自主的に取り組んでいる私立認可保育所に対し、補助を行う。 【実施施設】 ・大館乳児保育園 （社会福祉法人 大館感恩講） 実施時間： 18:00～19:00の概ね1時間 （通常の開所時間7:00～18:00） 【利用料】 延長保育料：無し	【概要】 公立認可保育所において延長保育を実施する。 【実施施設】 ・扇田保育所 実施時間： 18:30～19:00の概ね30分 （通常の開所時間7:30～18:30） 【利用料】 延長保育料 30分毎130円	【概要】 公立認可保育所において延長保育を実施する。 【実施施設】 ・たしろ保育園 実施時間： 7:00～8:00の概ね1時間 （通常の開所時間8:00～19:00） 【利用料】 延長保育料：無し	現行のとおりとする。ただし、扇田保育所の延長保育料は無料とする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
④ 障 害 児 保 育	【概要】 障害児保育を担当する保育士を配置するとともに、障害児の保育に必要な知識・技能の習得並びに設備、保育材料等の充実を図る。 【実施施設】 ・城南保育園 ・有浦保育園 ※該当があれば随時実施 【事務手順】 障害児保育審査会により入園を決定する 【利用料】 通常保育料のみの徴収で、特別な保護者負担は無し。	【概要】 大館市と同一内容 【実施施設】 ・扇田保育所 ・東館保育所 ・西館保育所 ・大葛保育所（へき地保育所） 【利用料】 通常保育料のみの徴収で、特別な保護者負担は無し。	【概要】 大館市と同一内容 【実施施設】 ・たしろ保育園 【利用料】 通常保育料のみの徴収で、特別な保護者負担は無し。	大館市の制度を適用する。ただし、実施施設は現行のとおりにする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
⑤乳児保育	【概要】 認可保育所において乳児保育を実施する。 受入開始時期： 市立認可 生後6ヶ月から 私立認可 生後8週から他 定員：全体の定員及び保育士数による。 その他、安定的な乳児保育を実施するために、私立認可保育所に対し補助を行う。 【実施施設】 ・ 公立 城南保育園 有浦保育園 釈迦内保育園 十二所保育園 ・ 私立 大館乳児保育園 (社会福祉法人 大館感恩講) エンジェル保育園 (学校法人 大館ホテヤ学園) ・ 補助：大館乳児保育園 【事務手順】 通常の入所手続きと同じ。	【概要】 公立認可保育所において乳児保育を実施する。 受入開始時期： 生後8週から 定員：全体の定員及び保育士数による。 【実施施設】 ・ 扇田保育所 ・ 西館保育所 ・ 東館保育所 【事務手順】 通常の入所手続きと同じ。	【概要】 公立認可保育所において乳児保育を実施する。 受入開始時期： 生後6ヶ月から 定員 6名 【実施施設】 ・ たしろ保育園 【事務手順】 通常の入所手続きと同じ。	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
⑥ 保 育 所 地 域活動	【概要】 公立認可保育所において、世代間交流事業、異年齢児交流事業等の事業を行う。また、同事業を行う私立認可保育所に対し、補助を行う。 行事例 老人福祉施設訪問、小学生交流会、夏祭り、運動会、祖父母交流会など 【実施施設】 ・城南保育園 ・有浦保育園 ・釈迦内保育園 ・十二所保育園 ・補助：大館乳児保育園 （社会福祉法人 大館感恩講）	【概要】 公立認可保育所において、世代間交流事業、異年齢児交流事業等の事業を行う。 行事例 お茶会、苗うえ、夏祭り、運動会、祖父母交流会など 【実施施設】 ・扇田保育所 ・東館保育所 ・西館保育所	【概要】 公立認可保育所において、世代間交流事業、異年齢児交流事業等の事業を行う。 行事例 老人ホームとの交流、敬老会、クリスマス会、小学生交流、地区運動会、祖父母交流会など 【実施施設】 ・たしろ保育園	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
3. 保育所給食	【概要】 認可保育所において給食を実施する。 0～2歳児は完全給食を実施。 3歳以上児は副食給食を実施し、主食は各自持参。 【実施施設】 ・公立 城南保育園 有浦保育園 釈迦内保育園 十二所保育園 ・私立 大館乳児保育園 エンジェル保育園 【公立保育所の人員】 城南保育園 正職員 常勤 2名 臨時職員 常勤 1名 臨時職員 短時間 数名 有浦保育園 正職員 常勤 2名 臨時職員 短時間 数名 釈迦内保育園 正職員 常勤 1名 臨時職員 常勤 1名 臨時職員 短時間 数名 十二所保育園 正職員 常勤 1名 臨時職員 常勤 1名 臨時職員 短時間 数名	【概要】 認可保育所において給食を実施する。 0～2歳児は完全給食を実施。 3歳以上児は副食給食を実施し、主食は各自持参。 【実施施設】 ・公立 扇田保育所 東館保育所 西館保育所 【公立保育所の人員】 扇田保育所 委託職員 常勤 2名 臨時職員 常勤 1名 臨時職員 短時間 1名 東館保育所 委託職員 常勤 2名 西館保育所 委託職員 常勤 2名	【概要】 認可保育所において給食を実施する。 0～2歳児は完全給食を実施。 3歳以上児は副食給食を実施し、主食は各自持参。 【実施施設】 ・公立 たしろ保育園 【公立保育所の人員】 たしろ保育園 臨時職員 短時間 4名	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
4. 保 育 料 の減免	【2人以上同時入園の場合】 徴収基準額表の第B階層から第D9階層までの世帯であって、同一世帯にから2人以上の児童が入所している場合において、第B階層から第D3階層までの場合は、最も低い保育料が満額、次に低い保育料が1/2、その他は1/10になる。第D4階層から第D9階層までの場合は、最も高い保育料が満額、次に高い保育料が1/2、その他は1/10になる。 【母子・障害者世帯の場合】 徴収基準額表の第B階層から第C2階層までの世帯であって、児童の属する世帯が、母子・障害者世帯等である場合において、第B階層の場合は0円に、第C1階層から第C2階層までの場合は、基準額表の定める額より1,000円減額する。 【補助事業による減免】 ○ひとり親家庭児童保育援助事業 ひとり親家庭で、該当条件を満たしている場合、保育料の8割を免除又は支給する。 ○すこやか子育て支援事業 第3子以降の乳幼児及び第1子	【2人以上同時入所の場合】 徴収金基準額表の第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、第2階層から第4階層までの場合は最も低い保育料が満額、次に低い保育料が1/2、その他は1/10になる。第5階層から第7階層までの場合は最も高い保育料が満額、次に高い保育料が1/2、その他は1/10になる。 【母子・障害者世帯の場合】 徴収基準額表の第2階層から第3階層までの世帯であって、児童の属する世帯が、母子・障害者世帯等である場合において、第2階層の場合は0円に、第3階層の場合は、基準額表の定める額より一定額を減額する。 【補助事業による減免】 大館市と同一内容	【2人以上同時入所の場合】 比内町と同一内容 【母子・障害者世帯の場合】 徴収基準額表の第2階層から第3階層までの世帯であって、児童の属する世帯が、母子・障害者世帯等である場合において、第2階層の場合は0円に、第3階層の場合は、基準額表の定める額より1,000円減額する。 【補助事業による減免】 大館市と同一内容	合併時まで統一する。ただし、母子・障害者世帯の場合の減免額は保育料徴収基準額表の一本化後に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	0歳児（満1歳に満たない児童）の保育料等を免除又は支給する。 【その他】 貧困、災害、疾病、その他特別の理由により市長が必要と認めたときは、保育料の全部又は一部を免除又は減免とする。	【その他】 貧困、災害、その他町長が必要と認めたときは、保育料の全部又は一部を免除する。	【その他】 貧困、災害、その他特別の理由により町長が必要と認めたときは、保育料の全部又は一部を免除する。	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
5 . 保 育 料 の 決 定 及 び 徴 収	【保育料の決定】 ①当該年度の課税額等を確認できる書類を徴収し、その額により保育料の算定を行う。確認ができない場合は課税額が無いものとして仮算定を行う。 （4月中旬～下旬頃） ②課税額等を確認できる書類の提出又は修正申告等により保育料の金額に変更が生じた保護者に対して随時変更決定を行う。 ③当該年度の課税額等が確定後、提出書類と課税額等の確認を行い、誤差が生じた保護者に対して確認書類等を提出するよう指導する。 【徴収方法】 ①納付書（発行四半期毎、納期当月末）	【保育料の決定】 ①当該年度の課税額等が確定後、保育料の本算定を行う。（4月中旬～下旬頃） ②5月上旬に保育料を決定し、4月分からの確定保育料を徴収。（4月分納期のみ5月分と同日とする。） ③修正申告等により保育料の金額に変更が生じた保護者に対しては随時変更決定を行う。 【徴収方法】 ①口座振替（振替日28日） ②納付書（発行年1回、納期当月末（4月分のみ5月末））	【保育料の決定】 ①4～5月分保育料は、当該年度の課税額等を確認できる書類を徴収し、その額により、算定を行う。確認ができない場合は前年度の課税額により仮算定を行う。（4月中旬～下旬頃） ②当該年度の課税額等が確定後、保育料の本算定を行う。（5月中旬～下旬頃）。 ③6月分保育料より確定保育料で徴収する。 ④本算定により、4、5月分仮保育料の金額に変更が生じた保護者に対しては差額の追加徴収又は還付を行う。 【徴収方法】 ①口座振替（振替日25日） ②納付書（発行年2回、納期当月末）	合併時まで再編する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
1. 環境に関する計画	【大館市環境基本計画】 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。 （平成14年3月策定）	【比内町環境基本計画】 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。 （平成15年3月策定）	未策定	合併後に再編する。
2. 環境美化事業	【事業概要】 ①「大館青年会議所」主催の清掃作業 毎年4月に「大館クリーンアップ大作戦」と称し、長木川沿い、周辺市民の憩いの場のごみ拾い等を実施。 ②学校、各団体のボランティアによるクリーンアップ作業 ③毎年春秋に町内で行われている大掃除について期間を設け、その間に実施する町内に対し、消毒剤と土のう袋を配布する。また、側溝の泥上げしたものを無償で回収する。	【事業概要】 ①毎年4月に「全町一斉クリーンアップ」と称し、「比内町」と「比内町美しい郷土づくり運動の会」主催で全町に呼びかけ、主要河川、道路のごみ拾いを実施。 ②各種団体による清掃作業 町内会、スポ少、学校、単位老人クラブ等の団体でボランティアとして実施。	【事業概要】 ①毎年4月と10月に全町一斉清掃デーとして実施。 （道路のごみ拾い、側溝の汚泥処理等） ②各種団体による清掃作業 田代町ボランティア協議会等で年に1, 2回実施。 （国道7号、福祉エリア周辺等）	地域の実情を考慮し、合併後に再編する。
3. 不法投棄ごみ防止	【目的】 住民等及び事業者が相互に協力し、ごみの投げ捨て及び放置の禁止並びに適正な処置、管理を図ることにより、環境美化及	【目的】 ごみの不法投棄の早期発見と未然防止を目的とする。 住民の通報、不法投棄監視員の報告により現場を確認しケー	【目的】 ごみの不法投棄の早期発見と未然防止を目的とする。 住民の通報、不法投棄監視員の報告により現場を確認しケー	合併時に大館市の制度に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	び資源の有効活用を促進し、もって快適な生活環境に資することを目的とする。 住民の通報等により現場を確認しケースにより適正に対処する。 【事業概要】 大館市廃棄物不法投棄監視員を委嘱し、パトロールを随時実施している。 ※不法投棄に関する情報提供について、郵便局（大館・十二所・比内）及び大館・比内森林組合と協定を締結。	スにより適正に対処する。 【事業概要】 不法投棄を発見した場合は、県（保健所）・警察等に連絡し、現場検証を行い必要な措置を取っている。 不法投棄者が不明な場合は町で撤去等を行っている。 撤去にかかる費用は町負担。 不法投棄が多い場所については、要望があった場合ごみ捨て禁止看板を設置している。	スにより適正に対処する。 【事業概要】 不法投棄を発見した場合は、県（保健所）・警察等に連絡し、現場検証を行い必要な措置を取っている。 不法投棄が多い場所については、要望があった場合ごみ捨て禁止看板を設置している。	
4. 公害調査等	①花岡観音堂最終処分場の各種水質検査及びダイオキシン類検査 【運用】 ・放流水水質検査 ※採水地点 1 年 1 2 回 5 項目 ・地下水及び放流水重金属検査 ※採水地点 3 年 1 回 2 5 項目	①千年岱一般廃棄物最終処分場水質検査及びダイオキシン類検査 【運用】 一般廃棄物最終処分場の維持管理基準による水質検査 ・浸出水 採水地点 1 ヶ所 ・周縁地下水 採水地点 2 ヶ所 ・ダイオキシン 採水地点 3 ヶ所 年 1 回	①公害防止協定に基づく検査 ・特定施設水質検査 3 カ所 ・中間処理施設水質検査 1 カ所 ・特定施設ばい煙検査 1 カ所 年 1 回	合併後に再編する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	・地下水及び放流水ダイオキシン調査 ※採水地点2、年1回、 ・発生ガス調査 隔年毎 2回 ②河川水の定期水質検査 【目的】 水質汚染状態の把握 (米代川水系、長木川水系) 【事業概要】 隔月年6回実施し、全10地点で採水し検査 【検査項目】 11項目 ③ その他の水質分析等 ・管内主要下水路水質分析 年1回 17ヶ所 ・工業団地排水路水質検査 年2回 二井田1ヶ所 花岡2ヶ所 ・酸性雨・酸性雪検査及び土壌洗浄放流水抜き打ち検査等	②公共用水域河川水質検査 【目的】 公共用水域の河川水質汚染状態の把握 【事業概要】 年1回実施し、13地点で採水し検査 【検査項目】 全5項目 ③休廃止鉱山流域河川水質検査 【目的】 休廃止鉱山流域河川の重金属汚染状態の把握 【事業概要】 年1回実施し、6地点で採水し検査している 【検査項目】 9項目		

項 目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)										調 整 方 針
		大 館 市			比 内 町			田 代 町			
上水道事業	行政区域内人口	65,917 (人)			12,084 (人)			未実施			1．上水道事業及び簡易水道事業については、合併時に公営企業として統合する。ただし、比内町の簡易水道事業給水区域の一部については、小規模水道として新市に引き継ぐ。
	給水区域内人口	56,225 (人)			8,225 (人)						
	計画給水人口	57,710 (人)			6,900 (人)						
	給水人口	52,035 (人)			5,963 (人)						
	給水戸数	18,394 (戸)			1,947 (戸)						
	普及率	90.2 (%)			86.4 (%)						
	計画配水能力	27,863 (/日)			2,960 (/日)						
	配水能力	27,023 (/日)			2,250 (/日)						
	年間配水量	5,347,781 ()			562,139 ()						
	1日最大配水量	16,340 (/日)			1,781 (/日)						
	1日平均配水量	14,611 (/日)			1,536 (/日)						
	年間有収水量	4,320,672 ()			507,416 ()						
	1日平均有収水量	11,805 ()			1,386 ()						
	総導送配水管延長	361 (km)			70 (km)						
	供給単価	208 (円/)			209 (円/)						
	給水原価	205 (円/)			220 (円/)						
	公営企業法の適用	適用あり			適用あり						
簡易水道事業	給水区域・給水人口・給水量	区 分	計画給水人口(人)	1日最大給水量()	区 分	計画給水人口(人)	1日最大給水量()	区 分	計画給水人口(人)	1日最大給水量()	
		長走	250	46.00	大葛字ホッパ沢 金山沢口の一部	35	40.00	早口・岩瀬	4,460	2,500.00	
		陣場	500	82.35				山田・赤川	1,740	461.00	
		松原	330	49.50	八木橋字一通 地区	45	9.00	越山	490	139.00	
		白沢・寺の沢	982	300.00				本郷・岩野目	840	269.00	
		川口	2,390	505.22	森合地区 大渡地区	220	60.00	蛭沢	130	68.00	
		岩本	301	75.25				合 計	7,660	3,437.00	
		真中	1,985	1,285.59	白沢水沢字水沢 地区	44	12.90				
		合 計	6,738	2,343.91							
		合 計				合 計	344	121.90			
		公営企業法の適用	適用あり			適用なし			適用なし		

項 目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)										調 整 方 針
	大 館 市				比 内 町				田 代 町		
上水道使用料									未実施		2. 水道使用料については、平成19年度まで 現行のとおりとする。 平成20年度から新料 金を設定の上統一する。
	区分	口径別	基本料金 (円)	使用量料金 (1 につき)	区分	口径別	基本料金 (円)	使用量料金 (1 につき)			
	第1号専用栓・第2号共用栓	13mm	640	140円/10 まで	一 般 用	13mm	2,140	170円/10 超			
		16mm	1,100	155円/10 超50 まで		20mm	2,250				
		20mm	1,750	170円/50 超		25mm	2,370				
		25mm	2,900	155円/50 まで 170円/50 超		30mm	2,600				
		30mm	4,000			40mm	3,170				
		40mm	8,900			50mm	4,910				
		50mm	13,100			65mm	5,500				
		75mm	32,500			75mm	6,660				
100mm		54,500	100mm			7,810					
150mm		103,000	100mm超			管理者の定める額					
・第3号浴場用 第4号プール用		1 につき 115円			・浴場用		115円/10 超				
・第5号臨時給水装置 第1号及び第2号に同じ		1 につき 190円		一般用に同じ							
・第6号私設消火栓 ※消防用に使用する 場合を除く		1 につき 190円		※ 基本料金にはメーター使用料を含む。 使用料は、上記金額に1.05を乗じた額							
※ 使用料は、上記金額に1.05を乗じた額											
口径13mmで月20 使用 した場合の使用料の額		3,769円		口径13mmで月20 使用 した場合の使用料の額		4,032円					

項 目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)												調 整 方 針
	大 館 市				比 内 町				田 代 町				
簡易水道使用料													
	区分	口径別	基本料金 (円)	使用量料金 (1 につき)	区分	口径別	基本料金 (円)	使用量料金 (1 につき)	区分	口径別	基本料金 (円)	使用料料金 (1 につき)	
	第1号専用栓・第2号共用栓	13mm	500	1 につき 100円	一般用	13mm	2,140	170円/10 超	工事・事業場用	指定なし	1,300	125円/8 超	
		16mm	800			20mm	2,250						
		20mm	1,200			25mm	2,370						
		25mm	2,300			30mm	2,600						
		30mm	3,000			40mm	3,170						
		40mm	6,850			50mm	4,910						
		50mm	10,500			65mm	5,500						
		75mm	26,000			75mm	6,660						
・第3号浴場用 第4号プール用		1 につき 80円		100mm		7,810							
第1号及び第2号に同じ				100mm超		管理者の定める額							
・第5号臨時給水装置		1 につき 125円		・浴場用		115円/10 超							
第1号及び第2号に同じ				一般用に同じ									
・第6号私設消火栓		1 につき 125円		※ 基本料金にはメーター使用料を含む。 使用料は、上記金額に1.05を乗じた額									
※消防用に使用する 場合を除く													
※ 使用料は、上記金額に1.05を乗じた額													
口径13mmで月20 使用 した場合の使用料の額		2,625円		口径13mmで月20 使用 した場合の使用料の額		4,032円		月20 使用した場合の 使用料の額		2,940円			

項 目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)			調 整 方 針																																																				
	大 館 市	比 内 町	田 代 町																																																					
水道加入金・ 分担金	【上水道加入金】	【上水道加入金】	【上水道加入金】	3．水道加入金・分担金につ いては、合併時は現行のと おりとし、合併後3年以内 に再編する。																																																				
	<table><tr><td>口径</td><td>料金(円)</td><td>口径</td><td>料金(円)</td></tr><tr><td>13mm</td><td>20,000</td><td>40mm</td><td>233,000</td></tr><tr><td>16mm</td><td>35,000</td><td>50mm</td><td>434,000</td></tr><tr><td>20mm</td><td>53,000</td><td>75mm</td><td>1,190,000</td></tr><tr><td>25mm</td><td>88,000</td><td>100mm</td><td>2,592,000</td></tr><tr><td>30mm</td><td>147,000</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>125mm以上</td><td colspan="3">市長が別に定める額</td></tr></table>	口径	料金(円)		口径	料金(円)	13mm	20,000	40mm	233,000	16mm	35,000	50mm	434,000	20mm	53,000	75mm	1,190,000	25mm	88,000	100mm	2,592,000	30mm	147,000			125mm以上	市長が別に定める額			<table><tr><td>口径</td><td>料金(円)</td><td>口径</td><td>料金(円)</td></tr><tr><td>13mm</td><td>20,000</td><td>50mm</td><td>65,000</td></tr><tr><td>20mm</td><td>20,000</td><td>65mm</td><td>90,000</td></tr><tr><td>25mm</td><td>30,000</td><td>75mm</td><td>115,000</td></tr><tr><td>30mm</td><td>41,000</td><td>100mm</td><td>140,000</td></tr><tr><td>40mm</td><td>52,000</td><td colspan="2"></td></tr></table>	口径	料金(円)	口径	料金(円)	13mm	20,000	50mm	65,000	20mm	20,000	65mm	90,000	25mm	30,000	75mm	115,000	30mm	41,000	100mm	140,000	40mm	52,000			未実施
	口径	料金(円)	口径		料金(円)																																																			
	13mm	20,000	40mm		233,000																																																			
	16mm	35,000	50mm		434,000																																																			
	20mm	53,000	75mm		1,190,000																																																			
25mm	88,000	100mm	2,592,000																																																					
30mm	147,000																																																							
125mm以上	市長が別に定める額																																																							
口径	料金(円)	口径	料金(円)																																																					
13mm	20,000	50mm	65,000																																																					
20mm	20,000	65mm	90,000																																																					
25mm	30,000	75mm	115,000																																																					
30mm	41,000	100mm	140,000																																																					
40mm	52,000																																																							
※加入金は、上記金額に1.05を乗じた額			※加入金は、上記金額に1.05を乗じた額																																																					
【簡易水道加入金】	【簡易水道加入金】	【簡易水道加入金】																																																						
規定なし	<table><tr><td>口径</td><td>料金(円)</td><td>口径</td><td>料金(円)</td></tr><tr><td>13mm</td><td>20,000</td><td>50mm</td><td>65,000</td></tr><tr><td>20mm</td><td>20,000</td><td>65mm</td><td>90,000</td></tr><tr><td>25mm</td><td>30,000</td><td>75mm</td><td>115,000</td></tr><tr><td>30mm</td><td>41,000</td><td>100mm</td><td>140,000</td></tr><tr><td>40mm</td><td>52,000</td><td colspan="2"></td></tr></table>	口径	料金(円)	口径	料金(円)	13mm	20,000	50mm	65,000	20mm	20,000	65mm	90,000	25mm	30,000	75mm	115,000	30mm	41,000	100mm	140,000	40mm	52,000			規定なし																														
口径	料金(円)	口径	料金(円)																																																					
13mm	20,000	50mm	65,000																																																					
20mm	20,000	65mm	90,000																																																					
25mm	30,000	75mm	115,000																																																					
30mm	41,000	100mm	140,000																																																					
40mm	52,000																																																							
※加入金は、上記金額に1.05を乗じた額			※加入金は、上記金額に1.05を乗じた額																																																					
【上水道分担金】	【上水道分担金】	【上水道分担金】																																																						
規定なし	・分岐工事1箇所あたり 33,000円 ただし、大字八木橋地域は35,000円	未実施																																																						
【簡易水道分担金】	【簡易水道分担金】	【簡易水道分担金】																																																						
・工事費総額の4分の1を超えない範囲内 で市長が定める額	・工事費総額の4分の1を超えない範囲内 で町長が定める額	規定なし																																																						

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）				調 整 方 針
		大 館 市	比 内 町	田 代 町	
水道関係手数料	指定工事業者 指定手数料	30,000円	35,000円	30,000円	4. 水道関係手数料については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、開栓・再開栓・閉栓手数料については、平成19年度まで現行のとおりとし、平成20年度に再編する。
	設計手数料	工事の設計額に100分の5以内において管理者が定める割合を乗じて得た額に、その額に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額を加算して得た額	規定なし	規定なし	
	各 手 数 料 の 区 分	設計審査・工事 検査手数料	工事の設計額の3%	設計審査1件につき設計額の2% 竣工検査1件につき工事額の2%	
		申請書類作成	県管轄 1件につき3,500円 国管轄 1件につき7,000円	規定なし	
		開栓手数料	開栓1回につき525円	規定なし	
		再開栓手数料	規定なし	16,000円(ただし、閉栓から10ヶ月までとし、10ヶ月経過以降の場合は加入金を支払うものとする。)	
		閉栓手数料	規定なし	1,000円	
		消火演習立会	規定なし	1回につき200円（日曜・祭日及び時間外の場合は300円）	

項 目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)					調 整 方 針
		大 館 市		比 内 町	田 代 町	
工業用水道事業	事 項	第 1 工業用水道	第 2 工業用水道			5．工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
	給水事業所数	16 (事業所)	2 (事業所)	未実施	未実施	
	取水能力	2,100 (/日)	3,200 (/日)			
	配水能力	2,100 (/日)	3,200 (/日)			
	年間取水量	349,928 ()	154,192 ()			
	年間配水量	357,513 ()	152,218 ()			
	1日最大配水量	1,578 ()	820 ()			
	1日平均配水量	977 ()	416 ()			
	年間有収水量	358,558 ()	153,480 ()			
	1日平均有収水量	980 ()	419 ()			
	年間有収率	100 (%)	100 (%)			
	総配水管延長	2,397.6 (m)	2,805.6 (m)			
	公営企業法の適用	適用あり				
工業用水道使用料	使用水量の区分	1 当たりの料金		未実施	未実施	
	10,000 まで	40円				
	10,000 超 20,000 まで	30円				
	20,000 超	20円				
		※ 使用料は、上記金額に1.05を乗じた額				
工業用水道手数料	区 分	手数料		未実施	未実施	
	流末装置の新設又は改造の工事設計 審査手数料	1件につき5,000円				
	流末装置の新設又は改造の工事完成 検査手数料	1件につき5,000円				
		※ 手数料は、上記金額に1.05を乗じた額				

項 目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)				調 整 方 針
		大 館 市	比 内 町	田 代 町	
公共下水道事業	着手年度(事業期間)	昭和62年度	平成2年度	平成2年度	6. 公共下水道事業については、合併時に公営企業として統合する。
	最終年度(事業期間)	平成27年度	平成21年度	平成19年度	
	供用開始年度	平成4年4月	平成6年4月	平成7年4月	
	計画処理面積	1,878 ha	306 ha	220 ha	
	認可面積	808.1 ha	290 ha	220 ha	
	現在処理面積	514.1 ha	186.41 ha	205.56 ha	
	計画処理人口	55,000 人	8,000 人	6,000 人	
	認可計画人口	28,110 人	7,050 人	6,000 人	
	現在処理人口	16,264 人	4,982 人	4,598 人	
	現在水洗化人口	12,505 人	3,464 人	2,709 人	
	現在水洗化率	76.9 %	69.5 %	58.9 %	
	普及率	24.7 %	44.1 %	58.3 %	
	管路延長	101.603 km	32.131 km	43.872 km	
	公営企業法の適用	適用なし	適用なし	適用なし	
下水道使用料	一般汚水	基本料金	1,400円/10 まで	1,400円/10 まで	7. 下水道使用料については、平成19年度まで現行のとおりとする。平成20年度から新料金を設定の上統一する。
		超過料金 1 につき	150円/10 超20 まで	150円/10 超20 まで	
			160円/20 超50 まで	160円/20 超50 まで	
			190円/50 超100 まで	190円/50 超100 まで	
			210円/100 超	210円/100 超	
	公衆浴場汚水	基本料金	1,400円/10 まで	1,400円/10 まで	
		超過料金 1 につき	95円/10 超	95円/10 超	
			※使用料は、上記金額に1.05を乗じた額	※使用料は、上記金額に1.05を乗じた額	
		月20 汚水を排除した場合の使用料の額	3,045円	3,045円	

項 目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)			調 整 方 針																												
	大 館 市	比 内 町	田 代 町																													
下水道事業受益者 負担金・分担金	【負担金の額】 420円/㎡ 【負担金の賦課及び徴収】 分割納付 5年間 一括納付 可能 【納期】 第1期 6月1日～ 6月30日 第2期 9月1日～ 9月30日 第3期 11月1日～11月30日 第4期 2月1日～ 2月末日	【負担金の額】 390円/㎡ 【負担金の賦課及び徴収】 分割納付 5年間 一括納付 可能 【納期】 第1期 6月1日～ 6月30日 第2期 8月1日～ 8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 12月1日～12月31日	【分担金の額】 350円/㎡ 【分担金の賦課及び徴収】 分割納付 5年間 一括納付 可能 【納期】 第1期 6月1日～ 6月30日 第2期 9月1日～ 9月30日 第3期 11月1日～11月30日 第4期 2月1日～ 2月末日	8．下水道事業受益者負担 金・分担金については、 現行のとおりとし、納期 については、大館市の納 期に統一する。																												
合併処理浄化槽設置 整備補助事業	【事業概要】 公共下水道事業認可区域及び農業集 落排水事業整備予定区域を除いた地域 で合併処理浄化槽を設置する者に対し て、補助金を交付するもの 【補助内容】 <table><tr><td>人槽区分</td><td>補助金額（円）</td></tr><tr><td>5人槽</td><td>375,000</td></tr><tr><td>6～7人槽</td><td>438,000</td></tr><tr><td>8～10人槽</td><td>555,000</td></tr></table>	人槽区分	補助金額（円）	5人槽	375,000	6～7人槽	438,000	8～10人槽	555,000	【事業概要】 公共下水道事業認可区域及び農業集 落排水事業整備予定区域を除いた地域 で合併処理浄化槽を設置する者に対し て、補助金を交付するもの 【補助内容】 <table><tr><td>人槽区分</td><td>補助金額（円）</td></tr><tr><td>5人槽</td><td>375,000</td></tr><tr><td>6～7人槽</td><td>438,000</td></tr><tr><td>8～10人槽</td><td>555,000</td></tr><tr><td>11人槽以上</td><td>その都度協議し て定める額</td></tr></table>	人槽区分	補助金額（円）	5人槽	375,000	6～7人槽	438,000	8～10人槽	555,000	11人槽以上	その都度協議し て定める額	【事業概要】 公共下水道事業認可区域及び農業集 落排水事業整備予定区域を除いた地域 で合併処理浄化槽を設置する者に対し て、補助金を交付するもの 【補助内容】 <table><tr><td>人槽区分</td><td>補助金額</td></tr><tr><td>5人槽</td><td>工事費から20万円を控除し た額（上限70万円）</td></tr><tr><td>6～7人槽</td><td>工事費から28万円を控除し た額(上限87万8千円)</td></tr><tr><td>8～10人槽</td><td>工事費から40万円を控除し た額(上限125万2千円)</td></tr><tr><td>11～50人槽</td><td>別に町長が定める額</td></tr></table>	人槽区分	補助金額	5人槽	工事費から20万円を控除し た額（上限70万円）	6～7人槽	工事費から28万円を控除し た額(上限87万8千円)	8～10人槽	工事費から40万円を控除し た額(上限125万2千円)	11～50人槽	別に町長が定める額	9．合併処理浄化槽設置整 備補助事業については、 平成17年度まで現行の とおりとし、平成18年 度に再編する。
人槽区分	補助金額（円）																															
5人槽	375,000																															
6～7人槽	438,000																															
8～10人槽	555,000																															
人槽区分	補助金額（円）																															
5人槽	375,000																															
6～7人槽	438,000																															
8～10人槽	555,000																															
11人槽以上	その都度協議し て定める額																															
人槽区分	補助金額																															
5人槽	工事費から20万円を控除し た額（上限70万円）																															
6～7人槽	工事費から28万円を控除し た額(上限87万8千円)																															
8～10人槽	工事費から40万円を控除し た額(上限125万2千円)																															
11～50人槽	別に町長が定める額																															

項 目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)				調 整 方 針																										
	大 館 市	比 内 町		田 代 町																											
戸別合併処理浄化槽整備事業	未実施	【事業概要】 町が浄化槽の計画的な整備を図るために各事業年度内に20戸以上(山振地域10戸以上)の戸別浄化槽を設置し、使用料を徴して個人へ貸付する事業		【分担金】	未実施	10. 戸別合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとし、事業計画については、合併後に見直しを図る。																									
		既設置区域名称 大巻、一通、谷地中、大原木大葛、森越、大谷、弥助、小坪沢、長部、達子	<table><tr><th>区分</th><th>標準事業費 (円)</th><th>分担金限度額 (円)</th></tr><tr><td>5人槽</td><td>939,000</td><td>93,900</td></tr><tr><td>6人槽</td><td rowspan="2">1,095,000</td><td rowspan="2">109,500</td></tr><tr><td>7人槽</td></tr><tr><td>8人槽</td><td rowspan="3">1,392,000</td><td rowspan="3">139,200</td></tr><tr><td>9人槽</td></tr><tr><td>10人槽</td></tr><tr><td>11人槽以上</td><td colspan="2">その都度協議の上定める額</td></tr></table>				区分	標準事業費 (円)	分担金限度額 (円)	5人槽	939,000	93,900	6人槽	1,095,000	109,500	7人槽	8人槽	1,392,000	139,200	9人槽	10人槽	11人槽以上	その都度協議の上定める額								
			区分	標準事業費 (円)			分担金限度額 (円)																								
			5人槽	939,000			93,900																								
			6人槽	1,095,000			109,500																								
			7人槽																												
			8人槽	1,392,000			139,200																								
			9人槽																												
			10人槽																												
			11人槽以上	その都度協議の上定める額																											
※分担金の額は、浄化槽設置事業費の1割とする。																															
【使用料】																															
<table><tr><th></th><th>使用人数 (人)</th><th>月額使用料 (円)</th><th>使用人数 (人)</th><th>月額使用料 (円)</th></tr><tr><td rowspan="6">住家</td><td>1</td><td>1,400</td><td>6</td><td>5,460</td></tr><tr><td>2</td><td>1,700</td><td>7</td><td>6,420</td></tr><tr><td>3</td><td>2,600</td><td>8</td><td>7,380</td></tr><tr><td>4</td><td>3,540</td><td>9</td><td>8,460</td></tr><tr><td>5</td><td>4,500</td><td>10</td><td>9,600</td></tr><tr><td>11以上</td><td colspan="3">その都度協議の上定める額</td></tr></table>			使用人数 (人)	月額使用料 (円)	使用人数 (人)	月額使用料 (円)	住家	1	1,400	6	5,460	2	1,700	7	6,420	3	2,600	8	7,380	4	3,540	9	8,460	5	4,500	10	9,600	11以上	その都度協議の上定める額		
	使用人数 (人)	月額使用料 (円)	使用人数 (人)	月額使用料 (円)																											
住家	1	1,400	6	5,460																											
	2	1,700	7	6,420																											
	3	2,600	8	7,380																											
	4	3,540	9	8,460																											
	5	4,500	10	9,600																											
	11以上	その都度協議の上定める額																													
<table><tr><td rowspan="5">非住家</td><td>基本料金</td><td colspan="3">1,400円/10 まで</td></tr><tr><td rowspan="4">超過料金</td><td colspan="3">150円/10 超20 まで</td></tr><tr><td colspan="3">160円/20 超50 まで</td></tr><tr><td colspan="3">190円/50 超100 まで</td></tr><tr><td colspan="3">210円/100 超</td></tr></table>		非住家	基本料金	1,400円/10 まで			超過料金	150円/10 超20 まで			160円/20 超50 まで			190円/50 超100 まで			210円/100 超														
非住家	基本料金		1,400円/10 まで																												
	超過料金		150円/10 超20 まで																												
			160円/20 超50 まで																												
			190円/50 超100 まで																												
		210円/100 超																													
※使用料は、上記の表で定める額から空気送風機の電気料相当額800円を減じた額に1.05を乗じた額																															

項目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)				調 整 方 針
		大 館 市	比 内 町	田 代 町	
下 水 道 ・ 合 併 処 理 浄 化 槽 事 業 関 係 融 資 あ っ せ ん 制 度 等	制度名称	水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給制度	水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給制度	水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給制度	11. 下水道・合併処理浄化槽事業関係融資あっせん制度等については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度に再編する。
	制度概要	公共下水道処理区域内でくみ取り便所を水洗便所に改造する者に対し、必要な資金の融資をあっせんし、その利子を補給するもの	公共下水道処理区域内でくみ取り便所を水洗便所に改造する者に対し、必要な資金の融資をあっせんし、その利子を補給するもの	公共下水道処理区域内でくみ取り便所を水洗便所に改造する者に対し、必要な資金の融資をあっせんし、その利子を補給するもの	
	対象者	・くみ取り便所の水洗化工事をする者 ・浄化槽を廃止し排水管を公共下水道に接続する工事をする者 ・上記工事と同時に他の排水設備工事をする者	・くみ取り便所の水洗化工事をする者 ・浄化槽を廃止し排水管を公共下水道に接続する工事をする者 ・上記工事と同時に他の排水設備工事をする者	・くみ取り便所の水洗化工事をする者 ・浄化槽を廃止し排水管を公共下水道に接続する工事をする者 ・上記工事と同時に他の排水設備工事をする者	
	融資あっせん額	1戸につき50万円以内（くみ取り便所が2箇所以上あるときは1箇所につき30万円以内とし、限度額は150万円）	1戸につき50万円以内（くみ取り便所が2箇所以上あるときは1箇所につき30万円以内とし、限度額は150万円）	1戸につき50万円以内（くみ取り便所が2箇所以上あるときは1箇所につき30万円以内とし、限度額は150万円）	
	制度名称	未実施	戸別合併処理浄化槽整備資金融資あっせん利子補給制度	合併処理浄化槽設置水洗化資金融資あっせん利子補給制度	
	制度概要		水洗便所改造及びこれに伴う排水設備工事等に要する資金の融資をあっせんし、その利子を補給するもの	水洗便所改造及びこれに伴う排水設備工事等に要する資金の融資をあっせんし、その利子を補給するもの	
	対象者		戸別合併処理浄化槽設置整備事業（町が浄化槽を設置し、使用料を徴し個人貸付する事業）に伴い水洗化工事及びこれに伴う排水設備工事等をする者	下水道事業認可地域及び農業集落排水事業整備地域を除いた地域で合併処理浄化槽を設置する者	
	融資あっせん額		1戸につき50万円以内（くみ取り便所が2箇所以上あるときは1箇所につき30万円以内とし、限度額は150万円）	1戸につき50万円以内（くみ取り便所が2箇所以上あるときは1箇所につき30万円以内とし、限度額は150万円）	

項目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)				調 整 方 針
		大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	制度名称 制度概要	未実施	水洗便所等改造資金助成制度 公共下水道事業、農業集落排水事業 及び戸別合併処理浄化槽設置整備事業 によりくみ取り便所を水洗便所に改造 する費用を助成するもの	未実施	
	助成対象者 及び助成額		・町民税所得割非課税世帯に対し5万 円を助成 ・生活保護世帯に対し住宅扶助費の中 の改造費で措置される額を超える額 を助成		

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1. 歴史民俗資料館	【名称】 大館郷土博物館 【目的】 歴史、考古、自然、民俗、美術、工芸等の資料及び公文書等（歴史資料と認められ、市が保管するものを除く）の収集・保管・利用、歴史資料の調査研究を行い、市民の教育、学術及び文化の向上に資するため設置。 【施設概要】 ①開館 平成8年4月25日 ②施設面積 敷地 30,345 m²、 建物 6,016 m² ③入館料 (1)大人 300 円 (2)高・大生 200 円 (3)市外の小・中生 100 円 ※15人以上の場合、団体割引あり 【展示内容】 ・展示館 大館の自然、産業（農・林・	【名称】 比内町民舞伝習館 【目的】 農村の伝統、郷土芸能、民俗資料の伝習保存、展示を通じて住民の交流を積極的に推進し、潤いある地域社会の形成を図るため設置。 【施設概要】 ①開館 昭和55年12月23日 ②施設面積 敷地 借地 建物 354.89 m² ③入場料 無料 ただし、研修室は半日 2,100 円 【展示内容】 ・大日堂遺跡出土資料 ・故郷の民俗資料など	【名称】 小畑勇二郎記念館 【目的】 郷土の先駆者小畑勇二郎氏の功績を讃え、資料等を展示し永く後世に伝承するため、小畑勇二郎記念館を田代町早口字堤の沢15番地37に設置する。 【施設概要】 ①開館 昭和59年4月 ②施設面積 敷地 1,167.5 m² 建物 279.54 m² ③入館料 (1)小・中学生 100 円 (2)高校生及び大学生 150 円 (3)一般 210 円 ※20人以上の場合、団体割引あり 【展示内容】 ・氏の銅像、執務机、事蹟資料、愛用品等。	現行のとおり新市に引き継ぐ。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	鉾）、歴史（考古～現代、市内遺跡出土資料）、先人顕彰、民俗・美術工芸展示室…美術品（大館ゆかりの作家） ・子ども科学教室 宇宙、地球、生命、力のコーナー	※研修室では、町指定無形民俗文化財「独鉾囃子」の練習が行われている。		
2. 市町村史等 編さん	【概要】 ・大館市史 平成元年度刊行済み ・大館の歴史 平成3年度刊行済み 【市史編さん】 編さん事業は終了。	【概要】 ・比内町史 昭和61年度刊行済み ・比内町の歴史 平成18年度刊行予定 【町史編さん】 今後、「比内町の歴史」、「町史資料編」を発行する。	【概要】 ・田代町史 平成14年8月刊行済み 【町史編さん】 編さん事業は終了。	現行のとおり新市に引き継ぐ。
3. 指定文化財	【指定文化財】 国指定等 8件 県指定 9件 市指定 21件 【市指定文化財の指定】 所有者等の申請・同意に基づ	【指定文化財】 国指定等 なし 県指定 1件 町指定 18件 【町指定文化財の指定】 所有者の指定申請・同意に基	【指定文化財】 国指定等 なし 県指定 1件 町指定 6件 【町指定文化財の指定】 有形文化財の所有者及び権原	合併時に大館市の制度に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	き、教育委員会が指定の妥当性を文化財保護審議会に諮問、答申を受け申請者に指定の通知、告示を行う。 【市指定文化財の解除】 解除事由の発生を受け、教育委員会が指定解除の妥当性を文化財保護審議会に諮問、答申を受け所有者等に解除の通知、告示を行う。	づき、教育委員会が指定保護の妥当性について文化財保護審議会に諮問、答申を受け指定通知・告示を行う。 【町指定文化財の解除】 指定解除の事由の発生を受け、教育委員会が指定解除の妥当性について文化財保護審議会に諮問、答申を受け、所有者への解除の通知・告示を行う。	に基づく占有者の同意に基づき、教育委員会が田代町文化財保護審議会に諮問、答申を受け、占有者に指定の通知、告示を行う。 【町指定文化財の解除】 指定解除の事由の発生を受け、教育委員会が指定解除の妥当性について田代町文化財保護審議会に諮問、答申を受け、占有者への解除の通知・告示を行う。	